

○避難行動要支援者名簿の目的

- (1) 大規模災害発生時、自宅から避難所へ自ら避難することが困難である人が迅速に避難できるようにすること
- (2) 大規模災害発生時、避難所等で要支援者の安否確認及び避難所での生活支援に活用できること
- (3) 名簿が有効に機能するよう、平常時から要支援者の所在及び状況を把握し、地域での防災に関する取り組み（見守りやマップづくり、避難訓練等）に活用できること

○避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲及び避難支援者

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者

亀岡市に居住（住民票の有無は問わない）する人のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、避難所へ避難する場合に特に支援を要する人。

生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する人のうち単身または高齢者のみの世帯、もしくは障害者のみの世帯にある人

- ①要介護認定3～5を受けている人
- ②身体障害者手帳所持者で下記のいずれかに該当する人
 - ・視覚の障害程度が1級または2級の人
 - ・聴覚の障害程度が2級の人
 - ・下肢体幹の障害程度が1級または2級の人
 - ・内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）の障害程度が1級の人
- ③療育手帳所持者で障害の程度がAの人
- ④精神障害者保健福祉手帳所持者で障害の程度が1級または2級の人
- ⑤難病患者のうち自力避難が困難な人
- ⑥上記以外で、民生委員等が支援の必要を認めた人

(2) 避難支援者

警察、消防、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、その他市長が必要と認める者

○避難行動要支援者名簿に掲載する者のデータの収集方法

- 前頁 ① …高齢福祉課の介護保険システムから
//②③④ …障害福祉課のシステムから
// ⑤ …京都府へ情報提供を依頼
// ⑥ …民生委員児童委員協議会等に協力を求め、情報収集を行う
上記データを地域福祉課に新たに導入したシステムに取込、名簿を管理する。

○避難行動要支援者名簿の管理方法

地域福祉課に新たに導入したシステム「専用パソコン（スタンドアロン方式）1台」及び「バックアップ用外付けハードディスク」において名簿データを管理しています。

※大規模災害時には専用パソコン又は外付けハードディスクがあれば運用できるよう、機動性を重視し、サーバーでデータ管理を行うシステムではありません。

専用パソコン及びバックアップ用外付けハードディスクは、地域福祉課内の施錠扉のある部屋の、施錠棚に格納しています。

今後、同意確認の作業が終わりましたら紙ベースの名簿をシステムから打ち出し、同様の施錠棚で管理する予定です。

○避難支援者へ名簿を配布することへの同意確認方法

亀岡市避難行動要支援者名簿に掲載された人に対し、本制度の案内文及び同意・不同意を確認するハガキを送付しました。

<送付書類>

- (1) 亀岡市避難行動要支援者名簿（災害発生時に要支援者の避難を支援するための名簿）を作成しています。
- (2) 同意・不同意確認ハガキ（料金受取人払）
- (3) 氏名・住所等保護シール

○避難行動要支援者名簿の活用方法

平常時に避難支援者へ名簿を配布することに要支援者本人の同意がいただけた人については、平常時からの見守りや避難訓練等に活用し、災害発生時の迅速な避難につながるよう努めます。

なお、発災時には同意・不同意に関わらず対象者全員が掲載された名簿を使用します。

亀岡市避難行動要支援者名簿 (災害発生時に要支援者の 避難を支援するための名簿)を 作成しています。

昨年に「災害対策基本法」が改正され、全国の各市町村で「避難行動要支援者名簿」を整備することが義務付けされました。

これに伴い、亀岡市でも地域防災計画を定め、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。みなさんは、裏面の対象者(H26.10末時点)として名簿に掲載されています。

今回作成します名簿について、日頃から地域での支援体制に役立てるため、下記事項をご理解いただき、避難支援者(警察・消防など)への名簿の提供に同意いただきますようお願いいたします。

以下、「避難行動要支援者名簿」について説明します。

◆避難行動要支援者名簿って何?

避難行動要支援者名簿とは、災害が起こった時、自宅から避難所まで、自力で避難することが難しい人をあらかじめ把握し、いざという時、皆さんの避難を支援するために作成する名簿です。

避難行動要支援者名簿に掲載されることで、災害発生時、避難支援者による安否確認や避難行動の支援等を受けられる可能性が高まります。しかし、支援者やその家族などの安全確保が前提での活動のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずされることを保証するものではありません。

◆名簿には何か書いてあるの?

避難行動要支援者名簿には、氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・障害等の種別と、その障害や介護認定の状況などが載っています。

◆自力で避難することが難しい人とは？

自力で避難することが難しい人とは、例えば身体の障害・病気などの理由で、自分一人で移動することが難しい人や、避難するための情報を得にくい人などとしています。名簿には対象者全員が掲載されます。

◆具体的な対象者は？

生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する人のうち単身または高齢者のみの世帯、もしくは障害者のみの世帯にある人

- ① 介護認定3～5を受けている人
- ② 身体障害者手帳所持者で以下のいずれかに該当する人
 - ・視覚の障害程度が1級または2級の人
 - ・聴覚の障害程度が2級の人
 - ・下肢体幹の障害程度が1級または2級の人
 - ・内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）の障害程度が1級の人
- ③ 療育手帳所持者で障害の程度がAの人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者で障害の程度が1級または2級の人
- ⑤ 難病患者のうち自力避難が困難な人
- ⑥ 上記以外で、民生委員等が支援の必要を認めた人

◆同意の方法は？

同封ハガキに「同意します」「同意しません」のどちらかに○印のうえ、投函してください。

【注意】

- ・記入いただいた人のお名前等も併せて書いてください。
- ・お名前には「個人情報保護シール」を貼ってください。
シールには切れ目が入っていますので、折り曲げながらはがしてください。

ハガキは平成27年3月31日(火)までに投函してください。

◆同意したらどうなるの？

- ①名簿を避難支援者に提供します。
- ②民生委員等による平常時の見守り活動に活用します。
- ③地域の避難訓練などへの参加を呼びかける場合があります。

避難行動要支援者名簿は、災害が発生した時、名簿に載っている人が確実に避難所に避難できるよう、警察・消防・自主防災組織などが避難の支援にあたることになるので、安否確認や避難のための支援を受ける可能性が高まります。避難所に避難した後は、民生委員や社協などが避難状況の確認や生活支援に活用します。

しかし、このような活動は災害時だけでなく、普段から避難支援する支援者の中で、どこに、どのような要支援者がいるのかという情報を共有し、見守り訪問活動や避難訓練を続けることで、いざという時役立つものと考えています。このため、名簿に掲載された人のうち、同意をいただいた人について避難支援者へ名簿情報を提供します。

避難支援者とは…

災害時に避難行動要支援者の避難支援などに携わる人たちのことです。

具体的には

- 警察
 - 消防
 - 自治会
 - 自主防災組織
 - 民生委員児童委員
 - 社会福祉協議会
- などとなっています。

◆同意しないとどうなるの？

同意されない方の名簿は、平常時は避難支援者等へ名簿情報の提供は行わず、市役所でのみ、厳重に情報を管理します。ただし、災害発生時、または、発生のおそれがある場合には、皆さんの生命や身体を守るため、同意がされていなくても、災害対策基本法第四十九条の十一第三項の規定に基づき、名簿情報を避難支援者へ提供することがあります。

◆個人情報提供されるのは抵抗がありますが・・・

避難行動要支援者名簿は、個人の情報が掲載されておりますが、平常時からの取り組みが災害時のスムーズな避難につながることは阪神淡路大震災や東日本大震災などでも伝えられてきました。亀岡市でも2年続けて災害が発生し、決して他人事ではないと考えています。皆さんの情報は、日頃の防災活動や見守り活動以外に使われることはなく、情報を提供された避難支援者には秘密保持義務が課せられますので提供を受けた情報を正当な理由なく漏らすことはありません。

日頃からの地域での支援体制をしっかりと作るために、できるだけ多くの方から同意をいただきたいと考えていますので、ご協力をお願いいたします。

◆以前「ふれあいネットワーク」に登録しましたが、何が違うの？

亀岡市では平成17年から「ふれあいネットワーク」として、今回の名簿と同じく、災害時の避難支援を目的とした名簿を登録を希望する人を対象に作成しており、今回このお知らせをお送りした人の中にも登録されている人があります。

しかし、今回作成の避難行動要支援者名簿は、新たに対象者を明確に定めて、対象となる全ての人の登録を行ったものです。このため、改めて皆さんの同意が必要となりました。

避難行動要支援者名簿に関する問合せや、対象要件に関する質問などは、下記へご連絡ください。

問合せ先

亀岡市役所 地域福祉課 地域福祉係

TEL 25-5029

FAX 24-3070